

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針			主要事業			
		項目	後期計画で追加したもの	変更があったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの	
交流経済都市	1 定住の促進	1 定住・移住対策の推進 (項目名変更) ※旧項目名: 「定住対策の推進」	・定住空き家情報バンクの運営を行う ・空き家改修支援制度を検討する	旧: 市外からの転入を促すよう魅力的な分譲宅地を整備する 新: 民間事業者による開発事業に適切な指導を行い、優良な宅地の確保を図る	・定年退職者の受け皿づくりを推進する	・空き家情報バンク運営事業	・U・J・Iターン通信発行事業 ・多面的分譲宅地整備事業	
	2 農林業の振興					・農業生産法人当育成緊急整備事業 ・農地・水・環境保全向上対策事業 ・都市農村交流事業 ・ふるさと共援活動支援事業 ・里力再生事業 ・農村災害対策整備事業 ・ため池等農地災害危機管理対策事業 ・小規模治山事業 ・市行造林事業 ・有害鳥獣対策事業 ・地域農業モデル事業 ・製茶工場増設事業(Ⅱ期工事)	・広域営農団地農道整備事業 ・農村環境計画策定事業	
	農業	1 担い手対策の推進	・農業生産法人等の設立・育成の支援に努める					
	2 水田農業の振興と米の有利販売体制の確立 (項目名変更) ※旧項目名: 「水田農業の振興と米の直販体制の確立」	・市内全域で品質(食味)向上を図る ・飼料用米、加工用米の生産などによる水田のフル活用を推進する						
	3 中山間地の保全対策の推進	・農地・農業用施設・農林環境の保全と集落再生支援の取組みを強化する						
	5 畜産の振興	・生産現場のより一層の安全管理体制および発生時の危機管理体制を強化する						
	6 特産品とブランド化の推進				・農業振興公社(仮称)を設立する			
	8 都市農村交流の推進			旧: 交流施設、農家、地域住民が連携して都市住民に情報発信する 新: 交流施設管理者、農家、地域住民、京丹後市農山漁村体験型旅行協議会が連携して都市住民に情報発信する				
	9 足腰の強い農業・農村の基盤づくり (項目名変更) ※旧項目名: 「足腰の強い農業の基盤づくり」	・有害鳥獣捕獲強化、防除施設の設置支援、緩衝帯の設置等を実施する ・農地・水・環境保全向上対策事業等による農村の自然や景観などを守る地域共同活動を推進する						
	10 地域資源の利活用 (新項目)	・自給飼料の利用促進、有機資源の有効利用を図り、資源循環型農業の推進に努める ・有害鳥獣を解体処理し、食用加工を行うなど有効利用に努める						
	林業	1 森林整備の推進	・針葉樹と広葉樹のバランスに配慮した森林形態づくりを推進する			・虫害の徹底防除、抵抗性松の植栽を行う		
	2 森林環境の保全	・虫害の徹底防除、抵抗性松の植栽を行う						
	3 林業の特産品振興と活用 (項目名変更) ※旧項目名: 「林業特産品の振興」	・間伐材の利活用により木材の需要拡大を図る ・森林学習を推進する						
	5 治山・治水の推進 (新項目)	・荒廃林地の保全、土砂流出防止、間伐、倒木処理を推進する						
	3 漁業・海業の振興	2 漁業経営基盤の強化				・漁船のオーナー制の導入を検討する	・クロアワビ養殖実証事業	
	5 担い手の確保育成	・漁業者や漁業者団体と連携して漁業体験教室を開催する						
	4 商工業の振興	3 工業団地の造成と積極的な企業誘致	・(仮称)森本工業団地の早期完成を目指す ・新工業団地の敵地調査を行う ・職員全員営業マン活動等により企業誘致に取り組む				・北部産業活性化拠点人材育成事業	・丹後企業育成機構(仮称)設置事業 ・産学連携支援センター(仮称)設置事業

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針			主要事業			
		項目	後期計画で追加したもの	変更があったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの	
	5 商店街の再生	5 商店街の再生	・商工団体、商業者に対する経営改善や新規事業展開への支援体制の強化に努める					
		(削除) 6 地元商業の振興と商業者への支援			・商工団体、商業者に対する経営改善や新規事業展開への支援体制の強化に努める			
		6 新・丹後ちりめん産業の総合的な振興	・養蚕業・流通業と連携した純国産を目指す取組みを推進する					
	5 観光の振興	1 極上のふるさと観光づくり(新項目)	・地域資源を活用し、「住んでよし、訪れてよし」の観光地を目指す				・観光協会支援事業 ・ジオパーク推進事業	・観光振興体制整備事業 ・観光雇用創出事業 ・体験交流施設整備事業 ・農村交流施設ネットワーク事業 ・薬草活用支援事業
		2 地域資源の保全と活用(項目名変更) ※旧項目名「感動半島・京丹後」の実現	・「山陰海岸ジオパーク」の地質遺産を守り活用する取組みを推進する				・丹後観光圏整備事業 ・インバウンド推進事業 ・もてなし創出事業	
		4 四季型滞在観光の推進	・京後府丹後観光圏で連携した宿泊・滞在の魅力づくりを推進する ・四季折々の「ほんまもん体験」の提供を促進する		・あらたな拠点整備に努める ・宿泊施設の整備に努める			
		7 情報発信の強化	・外国人観光客誘致に向けた情報発信を強化する					
	6 京丹後ブランドの販売戦略	(削除) 1 京丹後ものづくり支援			・伝統技術の継承と学習機会の充実に努める(内容は商工業の振興に既出)	・京丹後ふるさと応援団運営事業	・ものづくりに関する学習・研修機会の充実事業	
		1 京丹後ブランドビジネス支援	都市部におけるニーズ調査を行い、丹後への誘客・販売戦略を検討する		・産学官の連携による経営、金融、人材、技術提供を行う支援体制を検討する			
		2 丹後の魅力発信拠点整備	・首都圏や京阪神で物産販売やイベント開催ができる機会や場所の確保に努める		・首都圏や京阪神に「丹後の魅力発信拠点」の整備を検討する			
		3 京丹後ブランドの情報発信	・魅力を発信し、交流人口増を促進するため、京丹後ふるさと応援団の団員拡大を図る					
	2 環境循環都市	1 自然環境の保全と創造	1 豊かな自然・農山漁村環境の継承(項目名変更) ※旧項目名:「豊かな自然環境の継承」	・海岸へのごみ漂着など市単独での対応困難な課題について、国・府に対して対策を要望する			・地域環境学習推進事業 ・地球温暖化対策実行計画の推進 ・「山」「里」「海」水のリレー事業	・環境学習の推進 ・環境基本計画の策定 ・地球温暖化対策実行計画の策定
			3 自然環境に配慮した公共事業の実施	・環境の視点を加えた公共事業評価システムを確立し、より環境に配慮した公共事業実施に努める				
4 斎場の整備			旧:新たな斎場建設のための建設計画を策定する 新:更新もしくは統合に係る整備計画の策定を行い、早期の事業実施を目指す					
2 新しいエネルギーの導入と活用	(削除) 1 新エネルギー等の導入検討			・公共施設への新エネルギー発電設備の導入を検討する ・バイオガス発電施設の継続運営を検討する(内容は循環型社会の構築に包含)	・京丹後市エコエネルギーセンター運営事業 ・環境ビジネスモデル推進事業 ・公共施設新エネルギー活用施設整備事業(仮称)	・京都エコエネルギープロジェクトの推進 ・地球温暖化対策地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業		
	1 新エネルギー等の普及・活用	・公共施設へ太陽光発電設備等の導入を図るとともに、市民への普及・啓発に努める		「京丹後エコファミリー」の活動を全市域に広げ、環境学習や新エネルギー導入研修の支援に努める				
	2 省エネルギーの推進(新項目)	・市民・市内事業者への省エネ啓発、市内公共施設の省エネ化を図る						

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針			主要事業		
		項目	後期計画で追加したもの	変更があったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの
3	ごみ・廃棄物対策	1 ごみ処理・リサイクル体制の整備		旧:広域ごみ処理施設「ごみ処理・リサイクルプラザ」の新設に向け建設計画を策定する 新:広域ごみ処理施設「ごみ処理・リサイクルプラザ」の新設も視野に入れ、平成29年度以降の処理体制を検討する		・リサイクル推進事業 ・不法投棄対策事業 ・京丹後リ・スタイル(Re-Style)事業 ・新ごみ処理・リサイクル施設整備事業	・ごみ減量化推進事業 ・不法投棄の撲滅に係る各種団体との連携
		2 ごみ減量化の推進(項目名変更) ※旧項目名:「ごみ減量化活動」(削除)	・最終処分場に持ち込まれたごみについても、選別・再資源化し処分場の延命を図る				
		3 不燃ごみ対策の推進 3 不法投棄・不法焼却対策の推進(項目名変更) ※旧項目名:「不法投棄対策の推進」	・広報等を活用した啓発を定期的実施する ・不法投棄や不法焼却を許さない地域づくりと早期発見体制の確立を目指す			内容は2「ごみ減量化の推進」に包含	
	4 循環型社会の構築	1 循環型社会環境の整備	・パイオガス発電施設の利活用として、食品残さの有効活用について関係機関と協議を進める			・京丹後市エコエネルギーセンター運営事業(再掲) ・地域農業モデル事業(再掲) ・生ごみの資源化推進事業	・環境保全型農業実証普及プロジェクト事業
3	健やか安心都市	1 市民主体の健康づくりの推進	1 市民主体の健康づくりの推進(項目名変更) ※旧項目名:「市民主体の健康21の推進」	・遠隔在宅健康管理システムを利用した個別健康管理を推進する ・健康推進員を設置し地域に根ざした活動を展開する。 ・長寿のさとづくりを目指す。		・健康増進計画策定(見直し)事業 ・健康推進員制度創設及び活動支援事業 ・在宅健康管理システム事業	・健康増進計画策定事業 ・総合福祉センター整備事業
		2 一次予防の重視(項目名変更) ※旧項目名:「予防のための医師の確保」	・健康推進員を創設し、健康に関する知識の普及、生活習慣改善に取り組む ・食生活改善推進員の研修実施や活動補助を行う		・小児科医師など専門医の確保を図る ・予防接種の個別接種への移行を検討する		
		3 健康づくり支援体制の充実(項目名変更) ※旧項目名:「健康づくり支援の充実」	・勤労者ががん検診を受けやすいよう休日検診も実施する				
		4 自殺予防対策の推進(新項目)	・「うつ病予防」の出前講座による啓発を行う ・関係機関との協力による自殺予防対策を推進する ・多重債務相談・支援室による弁護士と連携した支援を継続する				
2	医療保険制度の一層の充実	1 国民健康保険と高齢者医療の安定運営(項目名変更) ※旧項目名:「国民健康保険と老人保健の充実」	・後期高齢者医療制度の周知、保険料の収納に努める			・福祉医療事業 ・特定検診・保健指導事業	・社会的弱者への福祉医療制度の拡充 ・国保被保険者を対象とした各種保健事業の実施
		2 福祉医療制度の充実	・高齢者、子ども、障害者、ひとり親家庭の親子に医療費を助成する ・長期的に持続可能な福祉医療制度への見直しを京都府と連携して検討する		・児童医療の高校生までの拡充を検討する		
3	患者本位の医療体制の充実	1 地域包括医療の推進	・健康長寿をめざす取組みを福祉、医療部門の協調により推進する		・地域包括医療全体を統括する実施主体と拠点施設の確保を推進する	・市立病院改革プランに基づく医療提供の充実と経営健全化	
		2 医療機関の充実と連携	・病院ボランティア事業を拡大する ・民間病院・診療所に対する支援を実施する				
		4 市立病院事業経営の健全化(新項目)	・「市立病院改革プラン」に基づく病院事業経営改革に取り組む				

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針			主要事業			
		項目	後期計画で追加したもの	変更があったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの	
		5 医療従事者確保対策の充実 (新項目)	・医療従事者確保のための、市医療確保奨学金等貸付事業の継続・充実を図る					
	4 支えあい、助けあいの地域福祉の推進	1 福祉ボランティアの育成・支援	・各種団体・組織が実施する福祉活動を支援する			・第2次地域福祉計画の策定 ・ボランティア育成団体の支援 ・災害時要援護者支援プラン推進事業	・地域福祉計画の策定 ・パートナーシップセンターの設立	
2 地域福祉団体のネットワーク				・ネットワークの拠点を整備する				
3 利用しやすい福祉サービスの環境整備			旧:総合的にサービスが提供できる体制を確保する 新:総合的にサービスが提供できるよう施設整備に取り組む					
	4 地域で支え合う福祉の環境づくり	・災害時の要援護者の避難支援体制の確保を早急に図る						
	5 共に生きる障害者福祉の充実	2 福祉サービスの充実	・障害者に応じた適切なサービス利用計画の策定と、そのための体制の充実を図る	旧:「障害者生活支援センター」を整備して相談・交流促進を行う 新:「相談支援事務所」を中心に相談・交流促進を行う		・障害者福祉サービス事業 ・児童デイサービス運営助成事業 ・共同作業所等入所訓練事業 ・障害者手当等支給事業 ・自立支援医療事業 ・補装具事業 ・障害者就労支援事業	・精神障害者・知的障害者社会復帰施設等整備支援事業 ・障害者に対する在宅支援事業 ・障害者のための生涯学習推進事業 ・障害者地域生活支援センター事業支援 ・地域防災体制の充実 ・障害者雇用促進事業	
	6 安心して暮らせる高齢者福祉の充実	2 生活支援・在宅福祉対策の推進		旧:包括的・継続的なマネジメント体制整備のために、地域包括センターを設置する 新:地域包括センターを担う人材の育成と確保に努め、機能充実を図る		・特別養護老人ホーム整備事業 ・地域密着型施設整備事業 ・健康長寿のさとづくり推進事業 ・在宅健康管理システム事業(再掲)	・CATV利用介護・健康管理支援システム	
		5 介護保険制度の充実	・特別養護老人ホームの整備をさらに推進する					
生涯学習都市	1 子育ての支援	1 子育てと仕事の両立支援	・一部保育所の民営化を図り、あわせて休日保育や夜間延長保育の取り組みを行う		・老朽化施設の早期改修を図り、必要に応じて保育所の統廃合を検討する	・子育て支援センターの充実 ・ファミリーサポートセンターの活動充実	・基幹型子育て支援センター整備事業 ・ファミリーサポートセンターの設立	
		2 子どもの健やかな成長支援	・老朽化施設の早期改修を図り、必要に応じて保育所の統廃合を行う ・保育所の統合にあわせ、保育と教育を一体的に行う施設の整備を検討する		・基幹型子育て支援センターの整備を図る			
		3 地域における子育ての支援		旧:ファミリーサポートセンターの設立を図る 新:ファミリーサポートセンターの活動の充実及び会員数の増加に努める				
		4 子どもの人権擁護の推進	・要保護児童へ適切な対応を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心として関係機関と連携強化に努める					
		5 子どもの個性・創造性を育む環境整備	・子ども同士及び幅広い年代の地域住民が交流できる場づくりを推進する		・児童遊園地の遊具等設備の充実と適切な管理に努める			
	2 学校教育の充実	1 学校規模の適正化	・学校再配置計画を策定し、新しい学校づくりを推進する ・通学距離、小学校3km以上、中学校6km以上でスクールバス等の通学支援を実施する			・学校適正配置審議会(仮称)を設置し、適正配置計画の樹立を図る	・学校支援地域本部事業	
		3 学力の向上と心身の育成	・学力の向上をめざす授業改善の取り組みを組織的・計画的に推進する ・丹後の歴史や文化などに関するふさと学習を推進する					

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針				主要事業	
		項目	後期計画で追加したもの	変更があったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの
	4 食育の推進	4 食育の推進			・給食の完全米飯化については、家庭や地域の意見を取り入れながら検討する		
		5 学校、地域の安全確保	・地域子ども見守り隊やにこにこカーによるパトロールなどの市民活動により、子どもの安全を地域全体で作らあげる				
	3 若者の育成	2 まちづくりへの若者の参加促進	・様々なニーズに対応した社会教育活動の推進を図る中で、若者のまちづくりへの参加を促進する			・地域子ども教室の拡充 ・地域若者塾の創設	・パートナーシップセンターの設立(再掲)
	4 社会教育・スポーツの充実	1 公民館の適正配置(項目名変更) ※旧項目名:「社会教育体制の確立」		旧:1小学校区1公民館実現のため、地区公民館の統合を進める 新:地区公民館は、地域住民と十分な協議の上で効果的な再配置を図る	・生涯学習センターの設置を検討する		
		2 図書館の機能の充実(項目名変更) ※旧項目名:「図書館ネットワークの確立」	・子ども対象の読み聞かせ、お話会の開催、広報紙等での図書館情報の発信により図書館の利用拡大を図る		・図書館相互の情報ネットワークの整備を検討する		
		4 生涯スポーツ社会の実現(新項目)	・市スポーツ振興計画に基づき、関係機関、団体、地域住民と連携した取り組みを進める				
		5 社会体育施設等の整備・充実(新項目)	・社会体育・社会教育施設の計画的な改修に努める ・公民館施設の耐震化を推進する				
	5 歴史文化遺産の保全と活用	1 歴史資料館のネットワーク	・各種展示会、講演会等の開催を通じて、本市の優れた文化財の普及啓発に努める		・案内資料等の統一性についても検討を進める	・京丹後史研究の普及振興事業(文化財博士)	・丹後王国観光情報館(仮称)整備事業 ・丹後学の研究と振興
		2 丹後王国の歴史文化の保存・発信	・既存の資料館の整備充実を図り、また、史跡の活用を進める		・丹後王国観光情報館(仮称)の整備を図る		
	5 パートナーシップ都市	1 地域コミュニティの強化	4 小規模高齢化集落の維持(新項目)	・集落巡回や住民意見の集約、集落点検などの人的な支援員制度を設ける			・京丹後市まちづくり委員会事業(仮称) ・市民力活性化推進プロジェクト事業 ・市民協働の街づくり事業 ・集会施設等整備事業 ・地域まちづくり支援事業 ・職員による地域パートナーの取り組み
2 協働と共創のまちづくりの推進			2 広報広聴の充実	・ケーブルテレビ、コミュニティFMなどの新しい伝達手段を活用する			・市民力活性化推進プロジェクト事業(再掲) ・地域力向上のための活動スペース確保事業(仮称)
		5 コミュニティビジネスの育成・支援	・地域コミュニティや市民団体を行政サービスの協働化・民営化のパートナーとして育成する				
	6 協働と共創の仕組みづくり	・市の行政サービスにおける協働事業を市民団体等から公募する提案制度を立ち上げる	旧:「まちづくり基本条例」の制定に取り組む 新:「まちづくり基本条例」を市民参加によって検討し、見直しを行う	・市の行政課題を検討する市民組織を設置する			
3 人権の尊重	2 人権啓発の推進	・指導者の養成、啓発資料の整備に取り組み、より効果的な啓発事業の実施に努める					
	3 人権尊重の総合行政の推進		旧:全市的な組織体制の確立をめざす 新:京丹後市人権啓発推進協議会を通して、全市的な人権啓発事業への取り組みを推進				

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針				主要事業	
		項目	後期計画で追加したもの	変更があったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの
4	男女共同参画の推進	1 男女がともに参画するまちづくり		旧:審議会等における女性の積極的な登用を図る 新:市幹部職員・管理職及び審議会委員等における女性の積極的な登用を図る		・女性相談事業 ・男女共同参画社会に関する住民意識調査	・男女共同参画計画の策定 ・相談体制整備事業
		2 職場における男女平等当の促進	男女の機会均等について現状把握に努める				
	5 国際交流と地域間交流の推進	1 国際化にふさわしい環境整備	・国際交流協会が行う日本語教室、通訳・翻訳ボランティア事業を支援し、在住外国人が暮らしやすい環境の整備を推進する			・インバウンド推進事業(再掲)	
	2 市民主体の国際交流の推進(項目名変更) ※旧項目名:「国際交流支援の仕組みづくり」	・京丹後市国際交流協会の支援に努め、国際交流・協力団体と連携を強化する		・海外視察や留学への支援を積極的に進める ・ホームステイ、視察研修、体験機会などの受入体制の確立を図る			
	3 地域間の連携と交流の強化			・人材育成、芸術文化、地場産業振興などで、旧町の枠を越えた広域的な交流事業を検討する			
6	文化芸術活動の振興	1 文化芸術活動の支援			・芸術家等への活動場所の提供、大学等との連携による指導者の招へいの推進	・京丹後市文化協会活動補助事業	・既存文化施設の整備事業
		2 文化芸術鑑賞機会の充実	・招へい事業実施の際、公演団体と市民の交流の機会を設け、文化芸術活動をより身近に理解・体験できるよう努める				
6 うるおい 安全都市	1 適性な土地利用の推進	1 都市計画の推進	・防災機能を有する都市型の緑地公園の整備を検討する			・街路計画見直し事業	・公園整備事業 ・街路整備事業
		2 農村振興地域の適正な土地利用の促進(項目名変更) ※旧項目名:「農業振興地域の土地利用の推進」	・良好な農地の保全を図る ・農村環境計画にもとづいて農村整備を推進する				
	2 道路ネットワークの整備	3 冬期間の交通確保	・児童生徒など歩行者の安全のため、地域住民の協力のもとで歩道の除雪を行う			・丹後縦貫林道リフレッシュ事業 ・緑のふるさと林道整備事業 ・除雪機械整備事業	
		4 農道及び林道の整備			・広域農道の整備を進める		
3 河川・海岸・港湾等の整備	1 河川・海岸・港湾の整備(項目名変更) ※旧項目名:「河川・海岸の整備」		旧:河川改修を推進し、海岸の護岸整備を府に要望する 新:河川改修や護岸・港湾整備を府に要望する	・家庭や事業所における排水への配慮を啓発し、市民による環境美化・保全活動を促進する	・久美浜湾・離湖水質浄化の推進(府事業) ・海岸保全対策事業	・久美浜湾周辺環境整備事業の推進	
	2 水辺の環境保全と景観整備(項目名変更) ※旧項目名:「水辺の景観整備」						
4 住宅の供給と安心できる住環境の整備	(削除) 1 住宅ニーズを考慮した住宅施策の推進				・地域住宅計画を策定し、ニーズに応じた住宅施策を推進する ・住宅開発の適切な誘導を図る	・住宅・建築物耐震改修等事業	・多面的分譲宅地整備事業(再掲)
	1 公営住宅の管理運営(項目名変更) ※旧項目名:「公営住宅の建替と整備」及び「公営住宅の適正な利用への取り組み」	・真に住宅に困窮する人が入居できるよう公平公正な選考に取り組む ・高額所得者の民間借家への住み替え斡旋を推進する	旧:市場ニーズを調査した上で、整備手法を明確に区分し、適正な戸数規模の公営住宅団地としての再生を図る 新:ストック総合活用計画と長寿命化計画に基づいて整備手法を明確にし、適正な戸数規模を確保するとともに、居住性の向上を図る	・計画的な公営住宅の供給を進め、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行う ・民間賃貸住宅家賃対策補助制度を創設する			

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針			主要事業		
		項目	後期計画で追加したもの	変更があったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの
		2 安心できる住環境の整備	・高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居を進めるための事業に取り組む				
		(削除) 3 公営住宅の適正な利用への取り組み			・真に住宅に困窮する人が入居できるよう公平公正な選考に取り組む ・高額所得者の民間借家への住み替え斡旋を推進する		
5	地域交通の確保	1 バス低額運賃運行の継続と地域活性化への活用(項目変更) ※旧項目名:「市バスの運行と低額運賃の実現」	・上限200円バス定着のために利便性の向上を図る ・鉄道と連携し、豊かな観光資源を周遊できるバス交通網の構築を図る		・市営バス路線の統一と、生活バスの運行を検討する ・民間路線バスの低額運賃について検討する	・バス低額運賃運行	・市バス・民間運行バスの低額運賃の促進
		2 北近畿タンゴ鉄道の利用促進	・新型車両の投入、企画列車の運行、企画乗車券の発行など、利便性と快適性の向上に鉄道事業者とともに取り組む ・駐車場・駐輪場を整備し、パーク&ライドを促進する ・駅舎や沿線の花いっぱい化を進め		・駅舎の有効活用を図り、観光情報拠点化や民間・企業等への買出しなどを検討する		
		3 地域公共交通のネットワークの強化(新項目)	・鉄道・バスの連携促進、コウノトリ但馬空港の活用等、地域公共交通のネットワークを強化する				
6	上下水道の整備	(削除) 1 水道基本計画の策定			・水道基本計画を策定し、施設の改良・更新、維持管理に努める ・節水意識を啓発し、水道事業の経営健全化に努める	・浄化槽設置補助事業 ・浄化槽市町村整備推進事業 ・水洗化推進支援補助事業 ・浸水対策事業	・浄化槽設置事業
		1 地域水道ビジョンの策定(新項目)	・水道事業の運営・整備の方向を定める「地域水道ビジョン」を策定し、健全な水道事業運営に努める				
		(削除) 2 給水区域の設定			・水の将来需要予測に基づく最適な給水区域を設定し、安定供給を図る		
		2 水道施設の統合整備(新項目)	・水道施設の統合により施設管理の合理化を図る ・旧町域を越えた水融通等により災害等に強い給水体制を整備する				
		3 水洗化の推進	・普及啓発活動の強化により、水洗化率の向上を推進する		・合併浄化槽の適正な維持管理について啓発を進める		
		(削除) 4 下水道整備事業の見直し			・水洗化総合計画(仮)に基づき下水道事業の見直しを図り、施設の維持管理と整備推進に努める		
		4 下水道整備事業の推進及び都市下水路の整備促進(新項目)	・水洗化計画に基づき効率的・経済的な下水道整備を推進し、水洗化普及率の向上を図る ・都市下水路の未整備区間の事業推進を図る ・網野地区の内水対策として浸水対策事業を実施する				
		(削除) 5 都市下水路の整備			・都市下水路の未整備区間の事業推進を図る		
7	防犯・交通安全の推進	1 防犯体制の充実	・保護者や地域団体等の協力により、子どもの登下校時や放課後の安全確保に取り組む			・防犯灯設置事業	・明るいまちづくり事業
		2 夜間の安全確保の推進(項目名変更) ※旧項目:「地域安全運動の推進」			・市内全域に「1門1灯運動」を浸透させる		
		3 防犯パトロール隊の結成支援	・事業所等が実施する青色回転灯による防犯活動に協力し、活動を推奨する				

後期基本計画(中間案) 前期計画からの変更の主なポイント

※施策方針の追加・変更・削除の内容は、主なものの要旨を記載

章	節	施策方針			主要事業		
		項目	後期計画で追加したもの	変更のあったもの	前期計画から削除したもの	後期計画で追加したもの	前期計画から削除したもの
		4 消費者保護対策の充実	・市民相談室、多重債務相談・支援室による相談を実施する ・弁護士や法律相談センター等との連携を強化する				
		5 交通安全意識の高揚	・高齢者と家族への交通安全啓発を推進する				
	8 消防・防災体制の強化	1 消防本部体制の強化（項目名変更） ※旧項目名：「常備消防体制の強化」				・高機能指令センター整備 ・消防団協力事業所表示制度の拡大 ・消防団組織体制の改編 ・防災行政無線(固定系)整備 ・国民保護計画の策定 ・京都府衛星通信系防災情報システム整備	
		2 消防団の強化		旧：組織体制の見直し、訓練の充実、防火・防災の啓発活動の強化を進める 新：消防団活動に参加しやすい環境整備、活動内容の再検討を行う。より実践的な組織への再編成を行う			
		3 自主防災の強化	・市内のすべての地区での自主防災組織の設置を目指す				
		4 消防本部・消防団・自主防災組織の連携（項目名変更） ※旧項目名：「常備消防と消防団との有機的連携」					
		6 災害情報の発信	・防災行政無線やコミュニティFMを活用して的確・迅速な情報提供を行う	旧：市民への災害情報のメール配信事業に取り組む 新：市民への災害情報のメール配信事業については速報性の向上を図る	・市内全域でのデジタル行政防災無線と消防無線のデジタル化を検討する		
		7 危機管理体制の強化	・危機管理指針に基づき、あらゆる危機事象への対応策を検討する	旧：国民保護計画を策定する 新：国民保護計画に基づき、有事における危機管理体制の整備を進める	・ヘリポートの設置を検討する		
	9 地域情報化の推進	1 地域情報インフラの整備	・公設民営方式で情報通信網の構築、管理運営を行う ・情報通信網を使ったさまざまな分野での利活用を推進する ・コミュニティFMに市の情報発信を委託するなど、市民の情報源の多様化を図る		・コミュニティFMを整備し、決め細やかな地域情報を発信する ・各戸に告知放送受信機を設置する	・ふるさとケータイ推進事業	

後期基本計画(原案) 前期計画からの変更の主なポイント

後期基本計画案の項目に沿って前期基本計画を対比

		後期基本計画		前期基本計画	
章	節・大項目	新項目	内容の要旨	旧項目	内容の要旨
7 計 画 推 進 の た め に	1 効率的な行財政運営の推				
	1 地域力の活性化の支援と協働による行財政運営の推進	1-1 地域自治活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治組織等への人的支援制度を検討する ・人材育成、地域再生活動を促進する ・行政が積極的に地域に出向く支援体制を検討する 		
		1-2 市民と行政の協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報のわかりやすさを徹底し、ホームページを活用する ・公共サービスへの市民からの協働事業提案を受け、事業実施につなげる仕組みをつくる ・災害時応援協定の充実と、新分野での協働に向けた事務事業の点検を実施する 		
	2 市民本位・市民起点の行政サービスの向上	2-1 行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市民視点に立った行政サービスの提供に努める ・職員の待遇改善に取り組み、市民に親しみやすい市役所をつくる ・市民本位・市民起点に立って職員の意識改革を推進する 		
		2-2 民間委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・任せたほうがより効率的で効果が上がる業務は、民間委託を推進する ・指定管理者制度導入施設の拡充を図る ・京丹後市総合サービス(株)を発展させ、雇用拡大、地域経済の活性化を図る 	1 アウトソーシングの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の内部管理業務等あらたな分野における民間委託の可能性を検討する ・行政サービスを補完・代行する法人設立を検討する
		2-3 職員人材育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修を実施し、職員の資質向上と能力開発に努める ・人事評価制度を充実させ、職員の能力が最大限に発揮できる仕組みをつくり、組織の活性化と行政サービスの向上を図る 	2-4 職員人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針を策定する ・研修制度、任用制度のあり方、人事評価の仕組みを総合的に検討し、地方分権時代に活躍できる人材の育成を図る ・職員の待遇改善に取り組み、意識改革を推進する
		2-4 信頼される市役所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との情報共有に努め、開かれた市政を推進する ・不正やミスの防止、法令遵守、公務員倫理徹底により信頼される市役所づくりを推進する 		
	3 効果的で生産性の高い行財政運営の推進	3-1 組織機構のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・不断の組織見直しを行う ・市民局は、市民の利便性と行政効率を考えた体制整備を進める ・組織機構を点検し、体制に応じた人員配置、事務の配分を行う ・情報共有を推進し、トップマネジメントが機能する機構を構築する ・保育所、幼稚園、学校、病院等は、ニーズ、利便性、民間活力利用等を検討し、より効果的な運営と適正配置に努める 	2-1 わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に行政サービスを提供できる組織体制の構築を図り、横断的な組織体制づくりを検討し、行政の経営品質を高め、戦略的なトップマネジメントが機能する機構を構築する ・危機管理体制の整備や消防関連機関の連携強化、市民の危機意識の高揚を図る
				2-2 行政関連施設のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、学校、病院等は、弾力的・効果的な運営を検討し、質の高いサービスの提供を図る ・民間活力利用の可能性と効果の検討を含め、効率的・経済的な組織・運営体制を検討する
		3-2 職員定員等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・一般・特別行政部門は、積極的に定員適正化に努める ・財政健全化と行政サービス向上の均衡を保ちつつ適正な定員を設定する 	2-3 職員定員等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画を策定し、積極的な定員の適正化に努める

後期基本計画(原案) 前期計画からの変更の主なポイント

後期基本計画案の項目に沿って前期基本計画を対比

後期基本計画				前期基本計画	
章	節・大項目	新項目	内容の要旨	旧項目	内容の要旨
				3-3 サービス提供システムの構築と公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの質の改善と向上に向けたシステムを構築する 公平で公正なサービスを提供し、限定的・選択性のあるサービスは受益に応じた負担を求める
				3-4 電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報システムを構築し、必要なサービスを迅速に提供する 庁内情報システムにより、意思決定の迅速化、行政運営の効率化を図る
				4-3 補助金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 前例にとらわれない見直しを行い、公平・公正な補助金として再構築を図る 客観的で明確な交付基準を策定し、補助金の適正化を図る 補助金の内容・金額の公表により、行政の透明性の確保、情報共有を図る
				4-4 外郭団体等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市出資団体の実施事業や運営体制、情報公開の状況を検証し、経営の健全化・透明化を進める 上位法人設立の可能性を含め、団体のあり方や統廃合の必要性について検討する
				4-5 施設の維持管理方法の見直しとサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の指定管理者制度適用など、効率的で公正な維持管理の方策を検討する 市所有の遊休土地・施設について、地域活性化のための活用を図る 業務時間・休館日等を見直し、市民が利用しやすい運営形態をめざし、コストパフォーマンスの良い運営を図る